

○（仮）見附市障害者差別解消条例の概要

(資料1)

条例名		(案①) 差別解消と共生社会の実現をメインに：見附市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまちづくり条例			
		(案②) 共生社会の実現をメインに：見附市障がいのある人もない人も安心して共に暮らせるまちづくり条例			
制定年月	R7.4予定				
内 容					
前文		障がい福祉計画 「思いやりにつつまれて誰もが安心して暮らせる地域社会の実現」			
第1章 総則	第1条	目的	障がいを理由とする差別の解消を通じ、共生社会を実現すること		
	第2条	定義	(1) 障がい (2) 障がいのある人 (3) 社会的障壁 (4) 障がいを理由とする差別 (5) 不当な差別的取り扱い (6) 合理的配慮の提供 (7) 障がいの社会モデル (8) 事業者 (9) 市民		
	第3条	基本理念	(1) 障がいのある人の尊厳と権利の保障 (2) 障がいのある人の社会参加の機会の確保 (3) 障がいのある人の選択や意思の尊重のための支援、年齢・性別等状況に応じた配慮の提供 (4) 障がいのある人の意思疎通のための支援、意思決定に必要な支援の提供 (5) 障がいの社会モデルに関する理解及び障がい、障がいのある人についての理解 (6) 障がいのある人ない人の相互理解 (7) 社会的障壁の除去及び合理的配慮の提供		
	第4条	市の責務	障がいを理由とする差別の解消の推進及び共生社会の実現に向けた施策を実施する		
	第5条	事業者の役割	障がいの社会モデルに対する理解を深め、市が実施する差別の解消に関する施策に協力し、差別の解消の推進に取り組む		
	第6条	市民の役割	障がいの社会モデルに対する理解を深め、市や事業者の取組みに協力する		
	障害を理由とする差別の解消	第7条 不当な差別的取り扱いの禁止	「何人も」あらゆる分野（福祉、医療、教育、雇用、居住、交通、商業など）での差別的取り扱いの禁止、それによる権利侵害の禁止		
第2章 障害を理由とする差別の解消	第8条	合理的配慮の提供	市、事業者は合理的配慮の提供の義務、 市民は合理的配慮の提供に努める		
	第9条	相談	差別事案に関する相談（対象者と対応）		
	第10条	あっせんの申し立て	第9条で解決しない場合の対応		
	第11条	調査	あっせんのための調査、調査への関係者の協力		
	第12条	助言又はあっせん	調整委員会の役割と調整委員会への協力、助言及びあっせん		
	第13条	勧告及び公表の措置	助言やあっせんに従わない人への勧告と公表		
第3章 障害を理由とする差別に関する相談、解消のための対応	第14条	調整委員会の設置等	「見附市障がいを理由とする差別の解消のための調整委員会」を障害者自立支援協議会内に位置付け		
	第15条	周知啓発の実施	障がい、障がいのある人、障がいの社会モデルへの理解を深め、差別の解消、共生社会の実現のための広報啓発などの取り組みを推進		
	第16条	教育の取組み	教育の場面で、幼児、児童、生徒が、障がいや障がいのある人に対する理解を深める取り組みを推進		
	第17条	交流機会の創出	障がいのある人と障がいのない人が一緒に活動し交流する機会の創出を図る取組みを推進		
	第18条	意思疎通	障がいのある人の情報取集、意思疎通手段（手話含む）の普及（手話言語条例を踏まえ）		
第5章 雜則	第19条	委任			